

「使い捨て型社会」から「循環型社会」へ 家庭でもできる「ごみ」を減らすための3R4R

Reduce(リデュース)
ごみを減らす

Reuse(リユース)
繰り返し使う

Recycle(リサイクル)
資源として再び利用する

ごみの発生自体を抑制することがリデュースです。不要なごみを増やさないことを意識しましょう。

一度使い終わった物を、そのままの形、同じ用途で繰り返し使うことがリユースです。

使用済みとなつて使えなくなった物を、もう一度資源として利用することが、リサイクルです。

◆ごみになるものを買わない、もらわない

現在、日本では1年間に約300億枚のレジ袋が使われており、年間1人当たり約300枚のレジ袋を使っていることとなります。この量を減らすために、買い物ときは、マイバッグを持参しましょう。

◆長く使える製品を買う
使い捨て品ではなく、マイボトルやマイ箸などの長く繰り返し使えるものを買きましょう。シャンプーや洗剤などは、詰め替え製品を選ぶと、不要なごみを減らすことができます。



◆修理する
故障してもすぐに買い替えずに、修理サービスなどを利用して修理しましょう。

◆資源ごみの分別
家庭から出る缶や瓶、古紙、ペットボトルなどの資源ごみは、再資源化され、新しい商品へと生まれ変わります。

◆リサイクルショップ・フリーマーケットなどを利用する
リサイクルショップやフリーマーケットで、古着や古本、中古家具、中古家電などを売ったり、買ったりして、もう一度使うことを考えてみましょう。

◆リターナブル容器の物を買う
リターナブル容器は、ビール瓶、一升瓶などのように販売店で回収し、専門業者で洗って、再利用するものです。



◆ごみの出し方の再確認を
リサイクルの輪をつなげるためには、一人一人が、分別回収のルールを守ることが重要です。資源ごみはきちんと分別して、毎月第3日曜日の収集日に出しましょう。

生ごみの減量化に取り組んでみましょう!

家庭から排出される「燃えるごみ」の約40%は、「生ごみ」とされており、その約80%は水分です。「生ごみ」の水分を減らすことで、ごみの減量につながり、臭い防止にもなります。家庭にある、いらなくなった物を使って生ごみの水切りに取り組んでみましょう。

ペットボトルの飲み口部分を再利用した水切り

不要になったペットボトルを図のように切り取り、切り口をビニールテープなどで補強します。水切りネットをペットボトルの穴に通して、押しつぶすように抑えながら、ネットを手前に引くと、水分を絞ることができます。



家庭で不要になったCDを利用した水切り

不要になったCDを準備し、水切りネットをCDの穴に通し、押しつぶすように抑えながら、ネットを手前に引くと、水分を絞ることができます。



「ごみ」を減らすために

ごみを資源に変える 生ごみ処理機

ごみと資源物の分別からさらに一歩進め、ごみを資源として生まれ変わらせる、取り組みがあります。

◆乾燥式
電気式生ごみ処理機を使えば、生ごみを分解・乾燥化させることで、ごみを従来よりも少なくすることが出来ます。

【処理機の種類と特徴】

◆乾燥式
電気を利用した熱や温風で生ごみの水分を蒸発させ乾燥し、減量、減容化します。処理にかかる時間は容量にもよりますが、2時間から3時間程度です。



▲乾燥式の電気式生ごみ処理機

◆バイオ式
生ごみを微生物の働きで水と炭酸ガスに分解して、減量・減容します。基材(微生物のチップ)とごみを混ぜ、微生物の働きで分解を促進させます。

◆パイオ式
処理物は可燃ごみとして出すか、肥料として再利用できます。

【電気式生ごみ処理機による効果】

- ① 生ごみステーションの悪臭、汚水がなくなります。
- ② 燃やせるごみを、ごみステーションまで運ぶ労力が減ります。
- ③ 燃えるごみの排出回数を減らすことができます。
- ④ 台所での悪臭・汚水がなくなります。
- ⑤ 堆肥化された生ごみを家庭菜園、ガーデニングなどの肥料として、活用できます。

- ・ 一般家庭において、電気式生ごみ処理機を設置する場所を確保している人
- ・ 自己の責任において、電気式生ごみ処理機を適正に維持管理できる人
- ・ 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できる人
- ・ 氷川町内の販売店から購入できる人
- ・ 町税などを完納している人(世帯員を含む)。
- ・ 年度内に購入ができる人。

電気式生ごみ処理機の 購入費用を助成します

氷川町では、一般家庭から排出される生ごみの減量、堆肥化による有効利用を促進するため、電気式生ごみ処理機購入費助成制度を実施しています。

◆助成金額

購入金額(消費税含む)の2分の1以内で、上限2万5千円

※購入費には電源工事代や別売品、処理機の配達費用は含まれません。なお、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額になります。

◆交付対象者

助成金の交付対象者は、次の条件を満たす人です。

- ・ 町内に住所を有し、かつ、居住している人。

不用品リサイクル情報 を提供します

家庭で不用品となったもので、日常生活用品として再利用できる品物について「ゆずりたい品物」や「ゆずってほしい品物」の情報を町が提供します。

◆登録できるもの

- ・ 家具類、電気製品、育児用品
- ・ スポーツ用品、レジャー用品などの家庭用品で無料のものに限ります。営利を目的とするものや次のものは登録できません。
- ・ チケットなどの金券
- ・ 化粧品、医薬品、動物、不動産、食料品
- ・ 人体に悪影響を及ぼすもの、法令などに違反するもの、仏壇など宗教上のもの、事業活動に伴い発生したもの

◆登録期間

2カ月間(希望により1カ月の再登録ができます)

◆注意事項

- ・ 不用品の交渉成立後、取り引きに関する問題が生じた場合は、町では一切責任を負いません。
- ・ 町は品物の仲介・あつせんは行いません。

◆申込方法
処理機を購入される前に、町民環境課および宮原振興局総務振興課に備え付けの、事前申込書に必要事項をご記入の上、提出してください。

- ◆登録・交渉の流れ
① 登録申込書により、不用品などに関する登録情報を町に登録します。
- ② 登録した情報は、氷川町役場・宮原振興局庁舎内への掲示、広報ひかわにより、情報提供します。
- ③ 登録情報を見て、その品物を「ゆずりたい人」または「ゆずりたい人」は、町に連絡されると、町からの連絡先の情報をお伝えします。
- ④ 登録者は連絡があった場合に、受け渡しの方法など当事者双方の責任において、行っていただきます。
- ⑤ 交渉が成立した場合は、2週間以内に町民環境課へ連絡していただきます。